

ペットは愛情と正しいしつけが大切です

9月20日から26日まで「動物愛護週間」



ペットは家族の一員です

ペットは、わたしたちの暮らしに安らぎや潤いを与えてくれます。しかし、飼い主の身勝手から捨てたり、処分に出したりする例などが少なくありません。このようなことを無くし動物愛護精神の普及・啓蒙を目的に「動物愛護週間」が設けられています。動物を飼っている人は、次のことに注意して飼いましょう。

- 犬や猫を飼うときは、終生家族の一員として愛情をもって飼えるかどうか、家族で十分話し合いをしてから飼いましょう。
- 病気になるたから、ほかの種類に代えたい、懐かなくなつたなどと、責任を放棄して尊い命を処分に出さない。
- 犬はしつけが大切です。飼い主は、専門家や専門書などから正しいしつけの仕方を身に付けましょう。
- 繁殖を希望しないときは、不妊・去勢手術をお勧めします。また、産まれたばかりで飼つことのできない子犬や子猫は県動物愛護センター(☎93 5711)で引き取つてもらつ方法もあります。
- 犬の鳴き声やフンの始末、公園などでの散歩によるトラブルが多いので、十分な注意と配慮をしましょう。
- 動物に対する世話や手入れ、パランスのよいえさ、快適な環境・設備などについても毎日注

意を払いましょう。

動物のしつけなど正しい飼い方の相談については(財)千葉県動物保護管理協会(☎043 221 2364)へ。

犬・猫の不妊・去勢手術

応募の中から抽選で手術費の一部を助成

(社)千葉県獣医師会では、犬や猫の不妊・去勢手術を希望する飼い主に手術費用の一部を助成します。これは「動物愛護週間」にちなみ、この期間に助成の申し込みをした飼い主に対して、抽選のうえ専業予算内で助成するものです。助成額：1頭あたり5,000円
申し込み方法：往復ハガキに住所、氏名、電話番号、犬・猫および雄・雌の別、名前、年齢、毛色、希望する動物病院名(千葉県獣医師会に加入している動物病院に限る)、犬の場合は平成16

生涯学習講演会

世界の「水」から環境問題を考えよう

日時=9月8日(水)午後1時30分~3時30分

会場=市役所6階大会議室

テーマ=「発展途上国の水環境の

現状~地球の未来への思い~」

講師=立本英機さん(千葉大学教授)

参加費は無料です。参加を希望する人は当日、直接会場へお越しください。くわしくは生涯学習課(☎20-1583)へ。



皆さんの参加をお待ちしています

引越などでき取りが必要になったときや不要になったとき、あるいは市内で住所が変わつたときなどは、必ず環境衛生課に連絡

し尿のくみ取り

住所が変わつたら必ず連絡を

くわしくは環境衛生課(☎201531)へ。

をしてくださいます。また、世帯主の名義を変更した場合も連絡をお願いします。定期収集に協力をして！新規にくみ取りを依頼した後は定期収集をお勧めします。月に1回ないし2回のくみ取りが必要なときには、担当業者に定期収集を依頼してください。料金は口座振替で！お支払いは便利な口座振替のご利用をお勧めします。納入通知書と預金通帳・届け出印を持って市内各金融機関(郵便局は除く)へお申し込みください。

素案の縦覧と公聴会を開催します

公津西土地区画整理事業は平成13年3月の第4回定期線引き見直し時に、市街化区域に編入を行い、現在、造成工事が進められています。

今回、土地区画整理事業の土地利用に合わせた用途地域の変更などについて、皆さんからの意見を聴きながら、都市計画案を策定していくため、次のとおり素案を縦覧すると共に、公聴会を開催します。また、地区計画の原案についても併せて縦覧します。

用途地域、高度地区の変更

【素案の縦覧】

期間＝9月3日(金)～17日(金)
(土・日曜日を除く)

時間＝午前9時～午後5時

場所＝都市計画課(市役所5階)、
県都市計画課(県庁7階・県決定
案件のみ)

内容＝ 用途地域の変更(県決定)、
高度地区の変更(市決定)

【公聴会の開催】

日時＝10月11日(祝)午前10時から

会場＝市役所6階大会議室

公述人の資格＝成田市に住所がある人(法人を含む)

公述の申し出の方法＝公述申出書に住所、氏名、年齢など必要事項を記入の上、述べようとする意見の要旨を添えて、都市計画課へ提出してください。公述申出書の様式は、同課にあります。

公述申出書の提出期間＝9月3日(金)～17日(金)(郵送の場合)
提出期間の最終日の消印有効)
なお、公述人がいない場合は、公聴会を行いません。

公聴会についてくわしくは都市計画課☎20 1560(または県都市計画課☎043 23375)へ。



造成が進む公津西土地区画整理事業地

地区計画の決定

【原案の縦覧】

期間＝9月3日(金)～17日(金)
(土・日曜日を除く)

時間＝午前9時～午後5時

場所＝都市計画課(市役所5階)
内容＝ 地区計画の決定(市決定)

利害関係者で、この原案について意見のある人は、市長に意見書を提出することができます。くわしくは都市計画課☎201560へ。なお、地区計画の決定については、公聴会はありません。

樹木の管理

伸びすぎた枝はせん定を

夏は過ぎて木々の樹勢は衰えず、敷地から道路上へ伸びた樹木の枝が、車道や歩道を覆っている光景をよく見掛けます。

車道や歩道に伸びた枝は、車の運転や自転車、歩行者の通行の妨げとなり、思わぬ事故を引き起こす場合があります。

伸びすぎた枝はせん定するなど、所有者は適正な管理をお願いします。

なお、せん定した枝は、ごみ収

集袋(燃やせるごみ)に入れ集積所へ出しましよう。

くわしくは道路維持課☎201551(またはクリーン推進課☎201530)へ。

水道メーターの検針

2カ月ごとに検針員が伺います

水道メーターの検針は、検針員が2カ月ごとに伺い、使用水量等をお知らせしています。

水道メーターの検針は、使用水量を確認するためだけではなく、使用量から漏水の発見にも役立っています。

水道メーターは、次のことに注意して、適切な管理をしてください。
メーターボックスの上に車や物を置かない



犬は放し飼いにせずに、出入り口やメーターボックスから離れた場所につなぐ

メーターボックスの中は、いつもきれいにする

なお、家の増改築により、メーターボックスが屋内や床下になる場合は、移動が必要になりますので水道部に相談してください。

くわしくは水道部業務課☎200269へ。

住民票・戸籍謄本・抄本などの請求

代理人は委任状が必要で

代理人(会社の同僚や隣人など)が住民票の写し、戸籍謄本・抄本などを請求するときは、本人のプライバシーを保護するため制約があります。本人が署名・押印した委任状をお持ちいただく必要がありますのでご注意ください。

なお、住民票の写しを請求するときは、同じ家に住んでいる家族でも、世帯が別の場合は委任状が必要となります。

くわしくは市民課☎201525へ。

9月9日は『救急の日』

救急キャンペーン2004 を開催します

9月9日は救急の日です。

もし、そばにいる人が急に倒れたらどうしますか？そんなとき、救急車が到着するまでのあなたの勇気・技術が消えゆく命を救つてくれます。

皆さんもこの機会に心肺蘇生法・応急手当を学んでみませんか。

日時 9月11日(土) 午前10時～午後4時

会場 ボンベルタ百貨店くらし館前

内容 救急車両・資機材展示



正しい人工呼吸を学ぼう

1 ナー、血圧測定コーナー、心肺蘇生法コーナー、119番通報コーナー、救急啓発用品・風船の配布、県赤十字センターによる献血コーナー(献血手帳をもっている人は持参してください)

くわしくは消防本部警防課 ☎20 1592へ。

普通救命講習会

応急手当の基礎知識を学ぼう

消防本部では普通救命講習会を開催します。

この講習会では、あなたの周囲で突然けがや病気で人が倒れたときに必要な、応急手当を学ぶことができます。受講した人には、応急手当の修了証が交付されます。救命技術を維持させるために2年ごとに再講習を受けるようになっています。

日時 9月10日(日) 午前9時～

正午

会場 市役所地下1階B101会議室

内容 心肺蘇生法・応急手当の必要性・救急手当の仕方・救急車の利用方法など

定員 30人(先着順)

参加費 無料

申し込みなどくわしくは消防本部警防課 ☎20 1592へ。

平成17年度使用教科書

小学校用教科書と107条図書が採択

平成17年度に市立小・中学校で使用する小学校用教科書と107条図書が決まりました。

107条図書とは、学校教育法第107条の規定により、特殊学級で教科書として使用することができる絵本などの一般図書のこと

小学校用教科書	
種目	発行者
国語	教育出版
書写	教育出版
社会	東京書籍
地図帳	帝国書院
算数	啓林館
理科	大日本図書
生活	大日本図書
音楽	教育出版
図工	開隆堂
家庭	開隆堂
保健	大日本図書

成田市制施行50周年記念事業・NHKコミュニティイベント

「NHK邦楽一座がやってきた」FM公開録音

日時=9月29日(水) 午後2時～4時(開場は午後1時30分)

会場=国際文化会館

主催=成田市、成田市教育委員会、NHK千葉放送局

出演=若山胤雄さん(長唄囃子・笛演奏家)、野坂恵子さん(箏演奏家)、久住・豊住中学校の皆さんほか

司会=山田邦子さん

テーマ=みんなで和楽器を鳴らしてみよう!

観覧申し込み=観覧には入場整理券が必要です。氏名・郵便番号・住所・電話番号・人数を電話またはFAXで企画課(☎20-1500・FAX24-1006)へ。折り返し入場整理券(1枚につき1人が入場可能)を送付します。番組収録のため、未就学児の同伴・入場はできません。なお先着順で定員になり次第締め切ります。

放送予定=NHK-FMで全国放送(放送日未定)

問い合わせ

NHK千葉放送局(☎043-227-7311)または市企画課(☎20-1500)へ。

です。子どもたち一人ひとりのさまざまな障害の状況に応じて、適切な教科書を使用することができるよう、県教育委員会の候補図書の中から、合計88冊の一般図書が採択されました。

平成17年度に使用する中学校用教科書は、法律により平成16年度と同じ教科書を使用することが定められています。中学校用教科書や107条図書についてくわしくは学務課 ☎20 1581へ。

給水管の洗浄や浄水器の販売 悪質なセールスにご注意を

最近、水道部から依頼されたなど偽って電話や訪問をし、給水管の洗浄作業や浄水器の販売を行う、悪質な業者がみられます。水道部では依頼がない限り訪問しません。浄水器の販売なども行っていませんのでご注意ください。

くわしくは市水道部業務課 ☎22 0269へ。

ヤミ金融業者、架空債権回収業者からの通知



Q テレビコマーシャルでよく見る大手サラ金業者からハガキが来ました。「連絡をください」とありますが不思議で仕方ありません。また、「昔借りたサラ金業者からの借金が残っている」と債権回収業者から督促状が届きました。完済していると思いますが心配です。

A 大手サラ金業者の名前をかたって貸付するヤミ金業者が横行しています。ハガキが送られてきた業者が登録業者かどうかホームページで調べましょう（電話番号を入力して検索ができます）。アドレスは<http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php>

また、過去の借り入れ情報を手に入れた業者から「未払い金がある、債権回収を依頼された」と通知を受けるトラブルも発生しています。債権回収は法務大臣の許可を受けた業者のみに許されている行為です。登録業者かどうかホームページに一覧表がありますので確認しましょう。

アドレスは<http://www.moj.go.jp/KANBOU/HOUSEI/chousa15.html> 登録業者であっても過去の借入金がかかっている場合もありますので慎重に対処しましょう。

ただし、『裁判所からの支払督促』を受け取った場合は、内容を確認し納得出来ないときは2週間以内に同封の督促

意義申立書で申し出ないと内容が確定してしまいますのでご注意ください。金融業者から頻りにダイレクトメールが届く場合は、多重債務（借金で借金を返す状況）かもしれません。一人で悩まず出来るだけ早く多重債務専門相談を受けましょう。

インターネットをご利用できない人は、直接消費生活センターへご相談ください。くわしくは同センター（☎23-1161）へ。

相談日

相談名	期日	時間	場所	問い合わせ先
市民行政相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民相談室 ☎20-1507
市民生活相談 家事・民事)	月・木曜日・24日(金)	9:00～16:00	"	"
法律相談 予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	"	"
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	28日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	"
不動産相談	21日(火)	10:00～12:00	"	"
税務相談	21日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	"
外国人相談 (英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)	9日(木)・24日(金)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	"
市民よろず相談	18日(土)	13:00～16:00	ユアエルム	県行政書士会印旛支部 作田義美さん ☎23-3286
女性就業 内職 相談 (来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階女性就業相談室	商工観光課 ☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所2階高齢者職業相談室	商工観光課 ☎22-1111 内線2725
住宅相談 予約制) (新築・増改築に関する相談)	9日(木)	10:00～12:00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所 ☎22-2101 6日(月)までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	パートサテライト(商工会館1階)	パートサテライト ☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター(市役所2階)	消費生活センター ☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課 ☎20-1526
交通事故相談	7日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	交通防犯課 ☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会 ☎27-7755
酒害相談	2日(木)・16日(木)	9:00～12:00	"	"
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課 ☎20-1538
戦没者遺族相談	27日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	社会福祉課 ☎20-1536
健康体力相談	7日(火)	9:00～12:00	市体育館	市体育館 ☎26-7251
就学相談 予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課 ☎20-1582
教育相談 予約制)	火曜日	9:00～16:00	教育センター(市立図書館2階)	教育センター ☎20-6336
教育相談 不登校相談も)	月～金曜日	10:00～17:00	教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階)	教育相談室 ☎28-3234